豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けて、市内における電気自動車、プラグインハイブリッド 自動車又は燃料電池自動車(以下「電気自動車等」という。)の普及を促進し、自動車における温室効果ガス排出量を削減するため、電気自動車等の購入に係る補助金を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車

搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする4輪以上の検査済自動車(道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項 に規定する自動車をいう。以下同じ。)であって、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱の規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金 交付事業の対象としての承認(以下「補助対象自動車等の承認」という。)を受けたものをいう。

(2) プラグインハイブリッド自動車

搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な4輪以上検査済自動車であって、補助対象自動車等の承認を受けたものをいう。

(3) 燃料電池自動車

搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする4輪以上検査済自動車であって、 補助対象自動車等の承認を受けたものをいう。

(4) 初度登録

初めて道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録することをいう。軽自動車にあたっては、同法第59条に規定する新規検査を受けることをいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 豊中市内に居住する個人。
- (2) 豊中市内に事務所又は事業所を有し、事業の用に供するために電気自動車等を導入する法人又は個人事業主。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人、法人又は個人事業主は、交付を受けることができない。
- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ)でないこと。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)でないこと及び当該法人の役員が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象自動車)

- 第4条 補助金の交付対象となる電気自動車等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。
- (1) 補助対象自動車等の承認を受けた4輪以上の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であること。
- (2) 当該年度の4月1日から2月末日までに初度登録するもしくは初度検査されるものとする。
- (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が豊中市内にあること。
- (4) 新車として購入したものであり、リース契約でないものとする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の交付対象となる経費は、車両本体価格(消費税及び地方消費税は除く)とし、補助金の額は、予算の範囲内において、1台につき、次の各号の区分に応じた額とする。
- (1) 個人 10万円
- (2) 法人又は個人事業主 20万円
- 2 補助金の交付は、1年度につき、前項第1号に定める者に対して1台、前項第2号に定める者に対して2台を上限とする。

(交付の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付申込書(様式 第1号)に別表1に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申込者に対し、豊中市電気自動車 等購入支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容等を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、豊中市電気自動車等購入支援補助 金不交付決定通知書(様式第3号)により、不交付の決定の理由等を通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申込みの取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、やむを得ない理由により補助金交付の申込みを取下げるときは、速やかに豊中市電気自動車等購入支援補助金交付申込取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(決定の変更等)

第9条 補助対象者は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、速やかに豊中市電気自動車等購入支援補助金申込等変更届出書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、 又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、当該年度の2月末日までに、豊中市電気自動車等購入支援補助金実績報告書 (様式第6号)に別表2に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければな らない。

(交付の確定)

- 第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の交付を確定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付を確定したときは、当該申込者に対し、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付確定通知書(様式第7号)により、その決定の内容等を通知するものとする。

(交付の請求)

- 第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付請求 書(様式第8号)を補助金交付確定通知日の属する年度の3月末日までに市長に提出しなければなら ない。
- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その日から30日以内に補助金を支給するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは第7条第2項の規定による補助金の交付の決定を取消すことができる。
 - (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の定めに違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 前条の規定による交付の請求を行わなかったとき。
 - (4) 第19条の規定による調査に応じなかったとき。
- 2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、豊中市電気自動車等購入支援 補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに 係る補助金が既に交付されているときは、豊中市電気自動車等購入支援補助金返還通知書(様式第1 0号)により、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(加算金及び延滞金)

第15条 前条の規定により補助金の返還を命じられた場合の加算金及び延滞金については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)の例による。

(財産の適正管理義務)

- 第16条 補助対象者は、補助対象事業により取得する財産(以下「取得財産」という。)について、適切な維持管理に努めなければならない。
- 2 補助対象者は、補助金の交付を受けた日から4年間は取得財産の処分をすることができない。ただ し自然災害その他補助対象者の責めに帰することのできない理由により、取得財産が使用不能となっ たときはこの限りでない。

(協力)

第17条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて効果検証データの提供その他協力を求めることができるものとする。

(帳簿等の整備)

第18条 補助対象者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、調査することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から実施する。

別表1 交付申込みにおいて提出する書類

- (1) 自動車の注文書又は見積書写し
- (2) 豊中市内に居住する又は豊中市内に事業所又は事業所を有することを確認できる書類

【個人の場合】氏名・住所が記載されている書類で次のいずれかとする。

本人確認書類

- ・運転免許証の写し(住所変更等の記載事項がある場合は裏面も必要)
- ・マイナンバーカード (個人番号記載部分は除く) の写し
- ・健康保険証の写し(住所変更等の記載事項がある場合は裏面も必要)
- ・住民票の写し(取得後3か月以内)

【法人の場合】次のうちいずれかとする。(取得後3か月以内)

- ・登記簿謄本の写し
- ・登記現在事項全部証明書の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し

【個人事業主の場合】

• 前年度分の確定申告書の写し

【新規開設で確定申告をしていない場合】

・税務署の受付印のある個人事業の開業届出書の写し

別表2 実績報告において提出する書類

(1) 支払いを証明する書類

次のいずれかとする。

- ・自動車購入代金の支払いを確認できる書類の写し
- ・クレジット等による分割払いの場合はクレジット申込(契約)書等の写し
- (2) 自動車検査証の内容が確認できる書類

次のいずれかとする。

【紙面の自動車検査証の場合】

・自動車検査証の写し

【電子の自動車検査証の場合】

・自動車検査証の写し及び自動車検査証記載事項の写し

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付申込書

(あて先) 豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申 し込みます。

【交付申込者】

フリガナ		
氏名/代表者名		
住所/所在地	〒 −	
(豊中市内)	豊中市	
電話番号		
	□個人	
交付申込者	□法人/個人事業主	
の分類	法人名/屋号()
	事業内容()
メールアドレス		

※電話番号につきましては、日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。

【電気自動車等の概要】

使用の本拠の位置	□ 交付申込者の住所(所在地)と同じ
(交付申込者の住所 (所在地) と異なる	□ 交付申込者の住所(所在地)と異なる
場合はご記入ください。)	豊中市 (
	□ 電気自動車
車両の区分	□ プラグインハイブリッド自動車
	□ 燃料電池自動車
	メーカー名:
導入車両	車 名:
	型 式:
ナ れは公(畑1の相人は割まて亜)	□ 事業の用に供するために電気自動車等を導入します。
主な使途(個人の場合は記入不要)	
初度登録日/初度検査日	
(購入前申請の場合は予定日)	年 月 日
購入費用 (税抜き車両本体価格)	円

【豊中市暴力団排除条例に基づく誓約】

- □ 豊中市暴力団排除条例に基づき、下記事項について誓約します。
 - ・私は、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - ・私は、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、 豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - ・私は、本申込書及び役員名簿等が豊中市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

【代理人】私は、下記の者を豊中市電気自動車等購入支援補助金に係る申込等の手続きの代理人として選任し権限を委任します。(交付申込者と同じ場合は記入不要)

代理人氏名	
担当部署	
代理人住所	
電話番号	
メールアドレス	

豊環ゼ第号年月

様

豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました、豊中市電気自動車等購入支援補助金について、 次のとおり交付予定額を決定しましたので、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第7条第 2項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

導入車両	メーカー名: 車 名: 型 式:	
補助金交付予定額		円

【交付の条件】

- (1) 実績報告書の提出期限に支障が生じないように、導入車両の車両登録を完了してください。
- (2) 豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第13条第1項の規定に該当する事由があった場合は、交付決定を取消します。

豊環ゼ第号年月

様

豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました、豊中市電気自動車等購入支援補助金について、 次のとおり交付をしないことと決定しましたので、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第 7条第3項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

	メーカー名: 車 名:
導入車両	車 名:
	型 式:
不交付の理由	

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付申込取下書

年 月 日付け豊環ゼ第 号により交付決定を受けた事業について、次のとおり 中止したいので、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の通り補 助金交付申込を取下げます。

(交付申込者)

住所/所在地(豊中市内)	豊中市
氏名/代表者名 法人名(屋号)	
電話番号	
取下理由	

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金申込等変更届出書

年 月 日付け豊環ゼ第 号により交付決定を受けた事業について、次のとおり 事業計画を変更したいので、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、以 下のとおり変更します。

(届出者)

住所/所在地 (豊中市内)	テ - 豊中市
氏名/代表者名 法人名(屋号)	
電話番号	
変更前	
変更後	
変更理由	

豊中市電気自動車等購入支援補助金実績報告書

(あて先) 豊中市長

メールアドレス

自動車等購入支援補助金交付要綱領	芝第 号により交付決定を受けた事業について、豊中市電気 第10条の規定に基づき、以下のとおり報告します。
【実績報告者】 □個人	□法人/個人事業主
フリガナ	
氏名/代表者名	
法人名 (屋号)	
住所/所在地 〒 -	
(豊中市) 豊中市	
電話番号	
メールアドレス	
※電話番号につきましては、日中	連絡がとれる電話番号をご記入ください。
【電気自動車等の概要】	
使用本拠の位置	□ 実績報告者の住所(所在地)と同じ
(交付申込者の住所(所在地)と	□ 実績報告者の住所(所在地)と異なる
異なる場合はご記入ください。)	豊中市 ()
	□ 電気自動車
車両の区分	□ プラグインハイブリッド自動車
	□ 燃料電池自動車
	メーカー名:
導入車両	車 名:
	型 式:
主な使途	□ 事業の用に供するために電気自動車等を導入します。
(個人の場合は記入不要)	
初度登録日/初度検査日	年 月 日
購入費用(税抜き車両本体価格)	円
【代理人】私は、下記の者を豊っ	- 中市電気自動車等購入支援補助金に係る申込等の手続きの代理人として選
任し権限を委任しまっ	ナ。(実績報告者と同じ場合は記入不要)
代理人氏名	
担当部署	
代理人住所	
電話番号	

豊環ゼ第 号年 月 日

様

豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け豊中市電気自動車等購入支援補助金実績報告書に基づき、次のとおり補助金の額が確定しましたので、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

導入車両	メーカー名: 車 名: 型 式:	
補助金交付額		円

【交付の条件】

- (1) 豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき取得財産の適切な維持管理に努めることとし、補助金の交付を受けた日から4年間は取得財産の処分をしてはならないものとします。ただし、自然災害その他自己の責めに帰することのできない理由により使用不能となったときは、その旨を市に届け出てください。
- (2) 豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第13条第1項の規定に該当する事由があった場合は、第14条の規定に基づき受給された補助金を返還していただきます。

(あて先) 豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付請求書

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

【交付請求者】	<u> </u>												
氏名/代表者名法人(屋号)	7												
住所/所在地(豊中市内)		中市	_										
電話番号													
メールアドレ	ス				_				_	_	_	_	_
【請求金額】	I	_		-									
請求金額								円					
【補助金の振込	5先】												
金融機関コ	ード					金融村	幾関名						
店番号						支	吉名						
預金種類	□普通	≦ □当	座]貯蓄		座番号							
7 II # L													
フリガナ													
口座名義													

※交付申込者、実績報告者、交付請求者及び口座名義は同一名義でお願いいたします。

豊環ゼ第 号年 月 日

様

豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け豊環ゼ第 号で交付決定した、豊中市電気自動車等購入支援補助金について、次のとおり交付決定を取消すこととなりましたので、豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

導入車両	メーカー名: 車 名: 型 式:
交 付 決 定 取消しの理由	

豊環ゼ第号年月

様

豊中市長

豊中市電気自動車等購入支援補助金返還通知書

年 月 日付け交付請求により支給した、豊中市電気自動車等購入支援補助金について、 豊中市電気自動車等購入支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり返還するよう通知します。

記

導入車両	メーカー名: 車 名:
サバギ門	型 式:
返 還 額	円
返還の理由	
返 還 期 限	年 月 日
返還方法	同封の納付書を使用し、豊中市役所第一庁舎1階の指定金融 機関窓口または納付書裏面の各金融機関の本・支店で納付し てください。